| | | |
|---|---|---|
| 4月15日 | 20297 | 鬼頭　優希 |
| 4月15日 | 20298 | 平井　雅樹 |
| 4月15日 | 20299 | 久島　健二 |
| 4月15日 | 20300 | 小野　正敬 |
| 4月15日 | 20301 | 園田　聡 |
| 4月15日 | 20302 | 門田　尚也 |
| 4月15日 | 20303 | 五味渕琢也 |
| 4月15日 | 20304 | 山下　聖子 |
| 4月15日 | 20305 | 関　広貴 |
| 4月15日 | 20306 | 浅尾　遼 |
| 4月15日 | 20307 | 高橋　大輔 |
| 4月15日 | 20308 | 難波　裕 |
| 4月15日 | 20309 | 水鳥　正裕 |
| 4月15日 | 20310 | 江口　能弘 |
| 4月15日 | 20311 | 藤井　三奈 |
| 4月15日 | 20312 | 関根　文昭 |
| 4月15日 | 20313 | 中村祥太郎 |
| 4月15日 | 20314 | 碓井　和也 |

登録抹消

| 年月日 | 登録番号 | 氏　名 | 事　由 |
|---|---|---|---|
| 平成27年3月31日 | 09236 | 深谷　光敏 | 申請抹消 |
| 平成27年3月31日 | 13896 | 高田　充幸 | 〃 |
| 平成27年3月31日 | 18622 | 表　宏機 | 〃 |
| 平成27年4月7日 | 06406 | 加藤　由美 | 〃 |
| 平成27年4月9日 | 07037 | 菊地　精一 | 〃 |

弁理士数　10,827名
（平成27年４月15日現在）
平成 27 年５月７日　日本弁理士会

## 特定侵害訴訟代理業務の付記公告

平成27年４月15日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の５に基づき次のとおり公告します。

付　記

| 月　日 | 登録番号 | 氏　名 |
|---|---|---|
| 4月15日 | 17223 | 岩木　宣憲 |
| 4月15日 | 18599 | 塘口　絢子 |

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けている弁理士総数　3,094名
（平成27年４月15日現在）
平成 27 年５月７日　日本弁理士会

## 第41回下水道技術検定実施公告

**日本下水道事業団公告第１号**

日本下水道事業団法施行令（昭和47年政令第286号）第４条第３項の規定に基づき、下水道の設置等の設計、下水道の工事の監督管理又は下水道の維持管理を担当する者の技術検定を次のとおり実施するので公告する。

平成 27 年５月７日

日本下水道事業団理事長　谷戸　善彦

1　検定の区分

技術検定は、次の表の検定区分に従い、同表の検定技術を対象として行う。

| 検定区分 | 検定技術 |
|---|---|
| 第１種技術検定 | 計画設計（下水道法（昭和33年法律第79号）第４条第１項の事業計画及び第25条の３第１項の事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。）を行うために必要とされる技術 |
| 第２種技術検定 | 実施設計（計画設計に基づく具体的な設計をいう。）及び下水道の設置又は改築の工事の監督管理を行うために必要とされる技術 |
| 第３種技術検定 | 下水道の維持管理を行うために必要とされる技術 |

2　試験科目及び試験の方法

技術検定は、学科試験により行う。学科試験は、次の表の検定区分に従い、同表の試験科目について、それぞれの試験の方法により行う。

| 検定区分 | 試験科目 | 試験の方法 |
|---|---|---|
| 第１種技術検定 | 下水道計画、下水道設計、施工管理法、下水処理及び法規 | 多肢選択式及び記述式 |
| 第２種技術検定 | 下水道設計、施工管理法、下水処理及び法規 | 多肢選択式 |
| 第３種技術検定 | 下水処理、工場排水、運転管理、安全管理及び法規 | 多肢選択式 |

3　技術検定の実施期日

平成27年11月８日（日）

4　技術検定の実施場所

札幌市、仙台市、東京都、新潟市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、鹿児島市及び那覇市

5　受検資格

受検資格について制限はない。

6　受検手続

⑴　受検申込用紙の配布

受検申込用紙は、平成27年６月１日（月）から平成27年７月22日（水）まで次の場所において配布する。

①日本下水道事業団研修センター研修企画課
〒335―0037
埼玉県戸田市下笹目5141

②日本下水道事業団経営企画部総務課広報室
東京都文京区湯島２―31―27
湯島台ビル

③日本下水道事業団近畿・中国総合事務所
お客様サービス課
大阪市中央区久太郎町４－１－３
大阪御堂筋ビル

なお、郵便で受検申込用紙を請求する場合は、①研修センター研修企画課へ、封筒の表に「技術検定申込用紙請求」と朱書し、205円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角型２号）を必ず同封すること。

⑵　受検の申込方法

受検を希望する者は、受検案内の申込書記入例に従い、受検申込用紙に所要事項を記入し、本人の写真をはり、検定手数料に係る郵便振替払込受付証明書を添付して、日本下水道事業団研修センター研修企画課（〒335―0037 埼玉県戸田市下笹目5141）に簡易書留により郵送すること。

⑶　申込受付期間

ア　申込受付期間は、平成27年６月29日（月）から７月22日（水）までとする。

ただし、平成27年７月22日までの消印があるものは受け付ける。

イ　受検申込書及び添付書類は、受理後は返還しない。

⑷　受検票の送付

受検票は、受検申込書の受付期間経過後、直接受検申込者に送付する。

7　検定手数料及びその納付方法

受検を希望する者は、検定手数料として下記の金額を郵便振替払込みにより納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

①第１種技術検定　12,000円
②第２種技術検定　9,000円
③第３種技術検定　9,000円

8　合格者の発表

平成27年12月18日（金）に、第２種、第３種技術検定、平成28年２月５日（金）に、第１種技術検定の合格者の受検番号を日本下水道事業団研修センター等の庁舎内に掲示するとともに、日本下水道事業団のホームページに掲載して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

9　その他

⑴　合格者には、下水道法第22条（第25条の10において準用する場合を含む。）の資格取得について、特例が適用される。

⑵　受検手続その他受検に関する問い合わせは、日本下水道事業団研修センター研修企画課（電話048―421―2076）へすること。

⑶　技術検定の詳細については、受検申込用紙と同時に配布する受検案内を参照すること。

## 第29回下水道管理技術認定試験実施公告

**日本下水道事業団公告第２号**

日本下水道事業団法（昭和47年法律41号）第26条第１項第８号の規定に基づき、下水道管理技術認定試験を次のとおり実施するので公告する。

平成 27 年５月７日

日本下水道事業団理事長　谷戸　善彦

1　検定の区分

管理技術認定試験は、次の表の試験区分に従い、同表の試験技術を対象として行う。

| 試験区分 | 試験技術 |
|---|---|
| 管路施設 | 管路施設の維持管理を適切に行うために必要とされる技術 |

2　試験科目及び試験の方法

管理技術認定試験は、学科試験により行う。学科試験は、次の表の試験区分に従い、同表の試験科目について、多肢選択式により行う。

| 試験区分 | 試験科目 |
|---|---|
| 管路施設 | 工場排水、維持管理、安全管理及び法規 |